

# 運 航 基 準

改 正 2010 年 4 月 1 日

## 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、敦賀湾内での旅客定期・旅客不定期全航路の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

航 路 名	港 名	気 象 ・ 海 象			
		潮 位	風 速	波 高	視 程
敦賀湾内 周 遊	敦賀港内	- 26 cm 以下 + 30 cm 以上	10 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下
川崎～水島	敦賀港内	- 26 cm 以下 + 30 cm 以上	10 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風 速	波 高	風 向
風速 13 m/s 以上	波高 1.0 m 以上	S または W
風速 15 m/s 以上	波高 1.0 m 以上	その他の風

3. 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第 3 条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 高
SまたはWの風 12m/s 以上 その他の風 13m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	0.8 m 以上

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転または避泊の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風 速	波 高
SまたはWの風 13m/s 以上 その他の風 15m/s 以上	1.0 m 以上

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊または基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 300 m 以 下
---------------

(入港の可否判断)

第 4 条 船長は、着岸予定地内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件

の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、着岸岸壁の変更、その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象		
	風速	波高	視程
敦賀港内	10 m/s 以上	0.8 m 以上	300 m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置および協議内容を「運航中止等の状況表」に記録するものとする。

運航を中止する基準に達したまたは達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。

記録は適時まとめて記載しても良い。

### 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点および寄港地の位置ならびにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点および寄港地の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻輳する海域
- (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

[新]

第 6 条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路のみとする。

2. 常用基準経路の使用基準は、「周年」とする。

(速力基準等)

第 7 条 速力基準は、次表のとおりとする。

船 名	速 力 区 分		
	基 準 速 力		白灯台と赤灯台を 結ぶ線以内の海域
	回 転 数	ノ ッ ト	
第八観光丸	2,300	12	4ノット以下
第七観光丸	3,000	12	

2. 船長は、速力基準表を船橋内および機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。

(連絡等)

第 8 条 船長は、航行に関する安全情報等運航管理者に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

2. 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 9 条 船長と運航管理者または運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1) 通常の場合	当該船舶が航行または停泊している地点を管理する営業所	携 帯 電 話
(2) 緊急の場合	同 上	同 上

(機器点検)

第 10 条 船長は、入港着岸（棧）前、棧橋手前（防波堤手前）300m等、着岸地の状況に応じ安全な水域において、舵等の点検を実施する。

一日に何度も着岸・着棧を繰り返す場合も同様である。

(記 録)

第 11 条 船長および運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

-----

起 点 ・ 寄 港 地 ・ 終 点 相 互 間 の 距 離

起点：川崎		敦賀湾内周遊航路				
10.0 km	常 宮					
17.0 km	7.0 km	色 ヶ 浜				
19.7 km	9.7 km	2.7 km	奥 壺			
21.7 km	11.7 km	4.7 km	2.0 km	水 島		
35.7 km	25.7 km	18.7 km	16.0 km	14.0 km	終点：川崎	

起点：川崎		川崎～水島航路		
9.7 km	色 ヶ 浜			
10.9 km	1.2 km	浦 底		
12.1 km	0.8 km	1.2 km	終点：水島	

# 航 行 経 路

航路名： 敦賀湾内周遊航路（東海 不 第544号）

凡 例 .....

基 準		経 路		
川 崎	～ ポイントV 1	355°	175°	防波堤より150m離れる点
ポ イ ン ト V 1	～ ポ イ ン ト V 3	260°	80°	
ポ イ ン ト V 3	～ ポ イ ン ト V 4	229°	47°	
ポ イ ン ト V 4	～ 常 宮	334°	153°	
常 宮	～ A	106°	286°	小崎より150m離れる点
A	～ B	61°	241°	
B	～ C	357°	176°	
C	～ D	322°	142°	
D	～ 色 ケ 浜	256°	76°	
色 ケ 浜	～ E	29°	209°	
E	～ F	321°	141°	
F	～ G	13°	193°	
G	～ 奥 壺	339°	159°	
G	～ H	138°	318°	
H	～ 水 島	76°	256°	
H	～ I	158°	338°	
I	～ J	142°	322°	
J	～ K	174°	354°	
K	～ L	131°	311°	
L	～ M	217°	37°	
M	～ N	279°	99°	
N	～ O	196°	16°	
O	～ P	265°	85°	
P	～ ポ イ ン ト V 2	176°	357°	
ポ イ ン ト V 2	～ ポ イ ン ト V 1	109°	289°	

# 航 行 経 路

航路名：川崎～水島航路（東海 第165号）

凡 例 \_\_\_\_\_

基 準 経 路
<p>○ 川崎より355° ポイントV 1（防波堤より150m離れる点）にて左折。 防波堤を右に見て、ポイントV 2地点より右折350° C地点鈴ヶ崎地先 定置網を左に見て、200m先D地点より色ヶ浜栈橋へ着船。</p>
<p>○ 色ヶ浜栈橋より 150m離れた地先を左折。 色ヶ浜を左に見て、F地点より浦底栈橋に着船。</p>
<p>○ 浦底栈橋より 97° に航行。水島栈橋に着船。 ○ 水島栈橋より 224° に航行。色ヶ浜栈橋に着船。 ○ 色ヶ浜栈橋より 44° に航行。水島栈橋に着船。 ○ 水島栈橋より 277° に航行。浦底栈橋に着船。</p>
<p>○ 浦底栈橋より 150m離れた地先を右折。 色ヶ浜を右に見て、E地点より色ヶ浜栈橋に着船。 ○ 色ヶ浜栈橋よりD地点を右折。鈴ヶ崎定置網を右に見て、170° ポイント V 2地点を目指して航行。防波堤を左に見て、150m離れたポイントV 1 地点を右折 175° 川崎岸壁へ着船。</p>